

第6回 教育委員会会議日程

開催期日 平成30年7月25日（水）

開催時間 15時30分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第11号 北海道150年事業に係る勤務時間の割振り等に関する要領
制定の件

日程第5 報告第12号 教育委員会委員の学校訪問実施に伴う所感の件

日程第6 報告第13号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第7 報告第14号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第8 協議案第1号 第5期芽室町総合計画策定に係る施策本文（案）の件

閉 会

日程第4

報告第11号

北海道150年事業に係る勤務時間の割振り等に関する要領制定の件

北海道150年事業に係る勤務時間の割振り等に関する要領を制定したので、報告します。

平成30年7月25日提出

茅室町教育委員会教育長 武田孝憲

学 教 第 256 号
平成 30 年 7 月 17 日

各 学 校 長 様

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 奎

北海道 150 年事業に係る勤務時間の割振り等に関する要領について（通知）
このことについて、別紙のとおり北海道 150 年事業に係る勤務時間の割振り等に関する要領を制定し、平成 30 年 7 月 10 日から施行するのでお知らせします。

記

1 制 定 理 由

道立学校の例を参考に、本町における取扱いを整理しようとするもの。

2 制 定 文 別紙のとおり

（学校教育課総務係）

北海道150年事業に係る勤務時間の割振り等に関する要領
(平成30年7月10日芽室町教育委員会教育長決定)

第1 趣旨

この要領は、芽室町立学校管理規則（昭和51年教育委員会規則第6号）第46条の規定に基づき、北海道150年事業の引率等業務に従事する芽室町立小中学校の職員に対し校長が行う勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において、「北海道150年事業」とは、北海道150年事業事業計画に掲げる実施事業のうち、北海道150年事業実行委員会が実施する記念セレモニー及び市町村等が実施する北海道みらい事業をいう。
- 2 この要領において、「引率等業務」とは、「北海道150年事業」の実施に当たり、学校として関わる業務のうち、自校又は他校の児童生徒の引率や、事業の運営、事前準備などを行う業務をいう。
- 3 この要領において、「事前準備」とは、事業実施に関わって児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。

第3 対象職員及び対象業務

1 対象職員

この要領の規定は、芽室町立小中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）に適用する。

2 対象業務

この要領の対象業務は、北海道150年事業の引率等業務とする。

第4 勤務日の設定等

- 1 校長は、北海道150年事業の引率等業務に従事する職員（以下「担当職員」という。）に対し、当該業務を行う日の属する週を含む4週の期間を定め、当該期間における週休日が8日となるように当該担当

職員の勤務日を定めなければならない。この場合において、当該担当職員の勤務日は、引き続き 12 日を超えてはならないものとする。

2 校長は、担当職員に対し、1に規定する4週の期間における勤務時間が1週間当たり平均38時間45分となるように勤務時間を割り振らなければならない。

3 校長は、担当職員に対し、1の規定により4週の期間における勤務時間の割振りを定めたときは、当該4週の期間の初日から起算して7日前（特別な事情がある場合は前日）までに別記様式1及び別記様式2により、当該担当職員に勤務時間の割振りの結果を通知するものとする。ただし、別記様式1により制度の適正な運用が確保され、かつ、当該担当職員が勤務時間の割振り結果を十分了知できると判断した場合は、別記様式2の作成を省略できるものとする。

第5 実施日における勤務時間の割振りの留意事項

1 実施日における勤務時間の割振りは、1時間又は15分を1単位として、原則、児童生徒が活動を予定している時間の範囲内で行うものとする。この場合において、1回の勤務に割り振ることのできる時間は16時間以内とし、1日の勤務時間が6時間を超えるときは少なくとも45分、8時間を超えるときは少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 校長は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務時間を割り振ることはできない。

第6 出勤簿の表示

- 1 日曜日又は土曜日以外の日を週休日とした場合は、出勤簿の当該日の欄に「勤務不要」の表示をするものとする。
- 2 週休日以外の日に勤務時間が割り振られていない日を設定した場合は、出勤簿の当該日の欄に「割振無し」の表示をするものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月10日から施行する。

別記様式1

北海道150年事業の引率等業務に従事する職員に係る勤務時間割振り簿

校長印	割振りを行う4週の期間		印	職名	氏名	印				
	年	月	日	()	から	年	月	日	()	まで
勤務時間の割振り該当日	勤務時間	休憩時間			勤務時間数	勤務時間数増減	対象業務	備考		
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					
年月日()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分					

記載上の注意

- 「北海道150年事業の引率等業務に従事する職員に係る勤務時間一覧表」（別記様式2）を作成し、この様式に添付して保管・保存すること。ただし、要領第4の3ただし書きのとおり校長が判断した場合は、別記様式2の作成を省略することができる。
- 「割振りを行う4週の期間」の欄には、要領第4の1の規定により定めた4週の期間を記入すること。
- 「勤務時間の割振り該当日」の欄には、要領第4の1の規定により定めた4週の期間内において、通常割り振られている勤務時間と異なる勤務時間の割振りを行う日を記入すること。
- 「勤務時間」、「休憩時間」、「勤務時間数」及び「勤務時間数増減」の欄には、それぞれの日に割り振られた勤務時間、休憩時間、勤務時間数及び通常割り振られている勤務時間との増減を記入すること。
- 「対象業務」の欄には、「児童生徒引率業務」、「事業運営業務」等の業務内容を記入すること。
- 「備考」の欄には、「勤務不要」、「割振無し」の場合にその旨記載すること。また、週休日の振替を行った場合は、振替先の月日を記入すること。

別記様式2

北海道150年事業の引率等業務に従事する職員に係る勤務時間一覧表

	曜 日							1週間の 勤務時間
第1週	日 付							
	勤務時間							
	休憩							
	勤務時間数 増減							
	備考							
第2週	日 付							
	勤務時間							
	休憩							
	勤務時間数 増減							
	備考							
第3週	日 付							
	勤務時間							
	休憩							
	勤務時間数 増減							
	備考							
第4週	日 付							
	勤務時間							
	休憩							
	勤務時間数 増減							
	備考							
4週間の合計勤務時間数						時間 分		

(注) 1 「勤務時間」及び「休憩」欄には、それぞれの日に割り振られた勤務時間及び休憩時間の時間数を記入すること。

2 「勤務時間数増減」 = 「勤務時間」の時間数 - 「通常の勤務時間数」

日程第 5

報告第 12 号

教育委員会委員の学校訪問実施に伴う所感の件

教育委員会委員の学校訪問実施に伴う教育委員会所感について、各学校に対し通知
しようとするものであります。

平成 30 年 7 月 25 日提出

茅室町教育委員会教育長 武田 孝憲

学教第246号
平成30年7月20日

各学校長様

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

教育委員会委員による学校訪問にかかる所感について（通知）

さきに実施した学校訪問に当たりましては、公務等の御多用の中、適切な対応をいただきお礼申し上げます。

については、次のとおり所感を取りまとめましたので、今後の学校運営等に活かしていただくことを期待します。

記

1 学力向上に向けた取組について

社会において自立して生きていくためには、子供たちが基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力を確実に身に付けることが重要であり、各学校においては、学力の向上に向け、様々な取り組みをされているところであります。

全国学力・学習状況調査をはじめ各種データを客観的に検証、分析し、具体的な施策の展開への取組を一層進められるとともに、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の充実やユニバーサルデザインの視点を取り入れた「わかりやすい授業」の一層の普及と充実を図り、家庭との連携強化の上、校内一丸となって学力向上に向け、更なる効果的な支援をお願いします。

また、子どもが安心して学ぶ環境の確保のため、学習活動を支障なく進めることができる学習規律について工夫されているところですが、引き続き子どもたちの発達段階に応じた学習規律を確立し、確かな学力の向上を図るとともに、支え合い高め合う集団づくりを学校全体で取組まれますようお願いします。

2 豊かな心と健やかな体の育成について

各学校においては、豊かな心や健やかな体を育む取組、いじめなどを未然に防ぐために、様々な取組をされているところであります。また、芽室町教育委員会が提唱する「3つの心運動」と連動した、各校の特色を生かした道徳教育が推進され、更に自己肯定感を高める取組や学校力向上等についても、具体的な内容を理解できました。

今後も一層、家庭・地域との連携を図り、様々な体験を通して子どもの内面に根ざした道徳性を育むとともに、言葉の持つ力を利用するなどの自己肯定感を高める取組をお願いします。

また、全国学力・学習状況調査の調査結果の分析を基に、家庭との連携を図りな

がら、基本的生活習慣の確立を促すとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の分析により、なお一層の体力増進や運動の大切さを意識付ける取組についてお願いします。

いじめや不登校の防止や対策については「いじめ防止基本方針」に基づき万全を期されているところですが、ネットトラブルなど情報モラル教育の取組や、h y p e r - Q U テストを活用するなど、今後とも、より良い学校生活や友達づくりのために日頃からの子供たちの小さなサインを見逃すことなく、引き続き早期発見、早期解決をお願いします。

3 信頼される学校づくりについて

各学校においては、保護者や地域住民の声を聴き、様々な手法で学校情報を発信し、学校活動の改善に結びつけていくことが理解できました。今後とも継続され、検証や改善に取り組まれますようお願いします。

学校と地域がパートナーとして連携し、協働による取り組みを進めていくためには、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める「コミュニティ・スクール」の導入に向けた体制づくりに取組まれますようお願いします。

なお、緊急時の連絡体制については、各校の特色を尊重しながら、更なる効果的・効率的な体制確立の推進をお願いします。

(学校教育課総務係)

平成30年度教育委員会委員による学校訪問

参考資料

教育委員会委員の学校訪問（芽室小学校）

1 日 時 平成 30 年 6 月 26 日 (火) 11 時 00 分～12 時 15 分

2 場 所 芽室小学校校長室

3 実施内容

- (1) 開会～松浦課長司会進行
- (2) 学校側による進行～大宮教頭
- (3) 学校側挨拶～佐々木校長
- (4) 日程説明～大宮教頭
- (5) 授業参観
- (6) 資料説明

学校経営に関する事項～佐々木校長

その他～大宮教頭、藤川主幹教諭

(7) 質疑応答

4 出席者 教育長 武田教育長

委員 西村教育長職務代理者、土屋委員、山口委員、田口委員

学校側 佐々木校長、大宮教頭、藤川主幹教諭

事務局 松浦学校教育課長、

中田学校教育課総務係長、一色学校教育係長

5 質疑等

土屋委員 教室内等きれいにしている印象。鉛筆の持ち方が気になる子が見られた。

田口委員 教室の配置を変えるなどクラスによって工夫が見られた。元気なクラスがあり、良いと感じた。3年生のパソコン授業を参観して、ローマ字入力をしていましたようだが、ローマ字は何年生で教えてもらえるのか。

大宮教頭 3年生で習うことになっており、これから学ぶことになっているが、ローマ字入力表（シート）を見ながらパソコン入力している。

山口委員 ノートの文字が雑に書いていて、後で読むことができるのかなと心配な子が見られた。落ち着きに欠けるクラスも見られた。

西村代理 板書はきれいに書かれていて、徹底されていると感じた。

武田教育長 音読が出来ていない子が見られた。

教育委員会委員の学校訪問（上美生小学校）

1 日 時 平成 30 年 6 月 25 日（月）10 時 35 分～11 時 55 分

2 場 所 上美生小学校校長室

3 実施内容

- (1) 開会～松浦課長司会進行
- (2) 学校側による進行～三寺教頭
- (3) 学校側挨拶～織茂校長
- (4) 日程説明～三寺教頭
- (5) 授業参観
- (6) 資料説明

学校経営に関する事項～織茂校長

その他～三寺教頭

(7) 質疑応答

4 出席者 教育長 武田教育長

委員 西村教育長職務代理者、土屋委員、山口委員、田口委員

学校側 織茂校長、三寺教頭

事務局 松浦学校教育課長、日下社会教育課長

中田学校教育課総務係長、一色学校教育係長

5 質疑等

土屋委員 元気が良い印象。1・2年生複式学級の取り組みで、グループワークなどは行っているのか。

三寺教頭 少人数のため、クラス自体がグループワークのような状態であると言える。

山口委員 複式学級のメリットは何でしょうか。単式学級にはならないのか。

三寺教頭 強いて言うなら教え合いが出来ることでしょうか。

松浦課長 制度として、児童数により単式か複式学級が決まります。

田口委員 元気があって素晴らしいと感じた。朝学習・読書の取り組みで、読み聞かせはどなたが行っているのか。また、少年団活動の状況は。

三寺教頭 読み聞かせは、保護者ボランティアの方が2名で行ってくれている。

少年団活動は、南小野球少年団2名、町バドミントン少年団4名が所属している。

教育委員会委員の学校訪問（芽室西小学校）

1 日 時 平成30年6月26日（火）9時15分～10時40分

2 場 所 芽室西小学校会議室

3 実施内容

- (1) 開会～松浦課長司会進行
- (2) 学校側による進行～小副川教頭
- (3) 学校側挨拶～大村校長
- (4) 日程説明～小副川教頭
- (5) 授業参観
- (6) 資料説明

学校経営に関する事項～大村校長

その他～小副川教頭

（7）質疑応答

4 出席者 教育長 武田教育長

委員 西村教育長職務代理者、土屋委員、山口委員、田口委員

学校側 大村校長、小副川教頭

事務局 松浦学校教育課長、

中田学校教育課総務係長、一色学校教育係長

5 質疑等

土屋委員 子供たちは元気な印象だった。若草学級の状況は、増えているのか。

小副川教頭 明らかに増えていることに違いないが、理由はいまひとつわからない。

大村校長 5年生は人数が多いためである。

田口委員 2年生はしっかり集中していた。4年生はロッカーなど整理整頓されていた。5年生に靴を履いていない（脱げている）児童がいた。6年生で鉛筆を使用している児童も見られたが、学年で統一しているのか。

「おひさま」による読み聞かせは何年生が対象か。

小副川教頭 鉛筆をなるべく使用することは、各学年で統一して推奨しているが、学校全体では統一出来ていない状況。高学年ではシャープペンシルを使用している児童も多い。読み聞かせは、全学年が対象で、お昼休みに実施している。

山口委員 学習規律がしっかりしていると感じた。朝食を食べない児童は具体的に何パーセント位か。また、ネットトラブルは具体的にどのような内容か。

小副川教頭 しっかりとアンケートを行ったわけではないが、1割程度が朝食を食べないと認識している。ネットトラブルは具体的には「ライン」によるもの。

西村代理　　全体として整理整頓されていると感じた。板書が丁寧に書かれていた。
西小学校は同一中学へ進学することからも、早い段階から中学校との情報共有や連携を取っていただきたいと思っている。

教育委員会委員の学校訪問（芽室南小学校）

1 日 時 平成 30 年 6 月 26 日 (火) 13 時 20 分～14 時 40 分

2 場 所 芽室南小学校校長室

3 実施内容

- (1) 開会～松浦課長司会進行
- (2) 学校側による進行～佐藤教頭
- (3) 学校側挨拶～大熊校長
- (4) 日程説明～佐藤教頭
- (5) 資料説明

　　学校経営に関する事項～大熊校長

　　その他～佐藤教頭

- (6) 授業参観
- (7) 資料説明～佐藤教頭
- (8) 質疑応答

4 出席者 教育長 武田教育長

委員 西村教育長職務代理者、土屋委員、山口委員、田口委員

学校側 大熊校長、佐藤教頭

事務局 松浦学校教育課長、

中田学校教育課総務係長、一色学校教育係長

5 質疑等

土屋委員 教室のスペースが広くて良いですね。5年生の授業を参観して、子供たちの集中を引き出していくとても良かった。保護者のメール登録100%ということで良かったですね。

田口委員 靴ひもがほどけていた児童がいた。ロッカーに本が入っていたが朝学習で使用しているのか。

佐藤教頭 朝読書で使用している。図書の貸し出しを2学期以降行う予定で、現在準備を進めている。

山口委員 先生の引き付けが上手だった。子供が喜んで授業を受けているように見られた。ノートもとてもきれいに書いていた。鉛筆の持ち方も良い子が多くた。バスリーダー会議とはどのような会議か。

佐藤教頭 バスリーダー会議は、各4路線に乗車するのバスリーダーが毎月乗車についての注意事項などの確認を行っている。

西村代理 1年生でアンダーラインという言葉を使っていましたことと、3年生の授業での、担任の言葉遣いや、やりとりが気になった。

教育委員会委員の学校訪問（芽室中学校）

1 日 時 平成 30 年 6 月 25 日（月）13 時 00 分～14 時 20 分

2 場 所 芽室中学校校長室

3 実施内容

- (1) 開会～松浦課長司会進行
- (2) 学校側挨拶～程野校長
- (3) 学校側による進行～横山教頭
- (4) 授業参観
- (5) 資料説明

学校経営に関する事項～程野校長

その他～横山教頭

(6) 質疑応答

4 出席者 教育長 武田教育長

委員 西村教育長職務代理者、土屋委員、山口委員、田口委員

学校側 程野校長、横山教頭

事務局 松浦学校教育課長、日下社会教育課長

中田学校教育課総務係長、一色学校教育係長

5 質疑等

土屋委員 気後れせずに取り組んでいて、非常に落ち着いた様子が感じられた。

田口委員 先手必勝のあいさつ運動が素晴らしいと感じた。授業の様子も落ち着いている。クラスが狭いのではないかと感じた。マチコミの加入率は何%くらいか。緊急時の連絡方法は。また、スマートフォンの所持率はわかりますか。

横山教頭 マチコミは 95%位登録している。緊急時は連絡網を活用している。スマートフォンの所持率は調査していないが、かなり普及している様子。

山口委員 働き改革と言われているが、現在の勤務状況は。

横山教頭 概ね 20 時前に退勤している。やむを得ず残る教諭も 22 時までには退勤している。

西村代理 いじめ・不登校の状況は。

横山教頭 いじめの認知は無い。不登校というか、起立性調節障害で欠席しがちの生徒がいる。

教育委員会委員の学校訪問（上美生中学校）

- 1 日 時 平成30年6月25日（月）9時00分～10時20分
- 2 場 所 上美生中学校校長室
- 3 実施内容
- (1) 開会～松浦課長司会進行
 - (2) 学校側による進行～野島教頭
 - (3) 学校側挨拶～竹田校長
 - (4) 資料説明
 - 学校経営に関する事項～竹田校長
 - その他～野島教頭
 - (5) 授業参観
 - (6) 質疑応答
- 4 出席者 教育長 武田教育長
委員 西村教育長職務代理者、土屋委員、山口委員、田口委員
学校側 竹田校長、野島教頭
事務局 松浦学校教育課長、日下社会教育課長
中田学校教育課総務係長、一色学校教育係長
- 5 質疑等
- 土屋委員 子供の話を引き出すように鍛えてほしい。
 - 田口委員 少し元気がなかったように感じた。朝食を食べてこない生徒は見られないとあり、とても素晴らしいことだが、何か要因はあるのでしょうか。
また、インターネット環境はどのようにになっているのか。
 - 竹田校長 はっきりとした要因は分からないが、3世代の家庭が多いことが要因の一つではないか。
 - 野島教頭 インターネット環境ですが、上美生はADSLでしょうか。
 - 山口委員 チームプレイがなかなかできなくて大変でしょう。特別支援の生徒はいらっしゃらないのか。図書コーナーの照明は暗くないでしょうか。
 - 野島教頭 特別支援の生徒は本日欠席している。図書コーナーは利用時は照明を全点灯するので不便は感じていない。図書室で読書する生徒は少なく、貸し出して教室で読書する生徒がほとんどです。
 - 西村代理 受動的な部分も見られるようだが、自主性を重んじて指導してほしい。
他校行との交流をするなど、経験を積んでほしい。

教育委員会委員の学校訪問（芽室西中学校）

1 日 時 平成30年6月25日（月）14時40分～16時00分

2 場 所 芽室西中学校校長室

3 実施内容

- (1) 開会～松浦課長司会進行
- (3) 学校側による進行～松井教頭
- (4) 日程説明～松井教頭
- (5) 学校側挨拶～豊田校長
- (6) 授業参観
- (7) 資料説明

学校経営に関する事項～豊田校長

その他～松井教頭

(8) 質疑応答

4 出席者 教育長 武田教育長

委員 西村教育長職務代理者、土屋委員、山口委員、田口委員

学校側 豊田校長、松井教頭

事務局 松浦学校教育課長、日下社会教育課長

中田学校教育課総務係長、一色学校教育係長

5 質疑等

土屋委員 参観して、少し元気なかったように感じた。

西小や上美生中などとの交流を積極的に行ってほしい。

山口委員 家庭学習のすすめは良い取り組みだと思う。

教職員の働き方はいかがか。

松井教頭 働き方改革推進プランに基づき、時間外勤務の削減に努めている。

田口委員 生徒会による災害義援金の取り組みや、小規模多機能型居宅介護事業所ふたばとの交流はとても良いことだと思う。

西村代理 西小学校から西中へ進学することからも、早い段階から小学校との情報共有や連携を取っていただきたいと思っている。

日程第 6

報告第 13 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

平成 30 年 7 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 奎

平成30年度就学援助認定総括表(平成30年7月分)

申請世帯	2 世帯
認定世帯	0 世帯
要保護世帯	1 世帯
準要保護世帯	-1 世帯
経済的困窮世帯	世帯
児童扶養手当受給世帯	-1 世帯
町民税非課税世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯
	世帯
不認定世帯	1 世帯
認定廃止世帯	1 世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(7月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		-1					-1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	-1	0	0	0	0	-1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0
			合計	-1

(中学校)

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	-1					-1
						0
						0
						0
0	-1	0	0	0	0	-1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
		合計	-1

●準要保護不認定者数一覧(7月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1					1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	1	0	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0
		合計	1	

◎要保護認定者数一覧

芽室西小学校 6年 1人

平成30年度就学援助認定総括表

(平成30年7月1日現在)

申請世帯	206	世帯
認定世帯	176	世帯
要保護世帯	5	世帯
準要保護世帯	171	世帯
経済的困窮世帯	91	世帯
児童扶養手当受給世帯	73	世帯
町民税非課税世帯	5	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活保護廃止世帯	世帯	世帯
不認定世帯	29	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	206	176	29	5	14.4

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(7月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	9	13	15	19	18	19	93
上美生小学校			1		1	2	4
芽室西小学校	8	7	10	7	8	14	54
芽室南小学校		2		2	2	1	7
合 計	17	22	26	28	29	36	158

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室中学校	30	17	19				66
上美生中学校	2	2	1				5
芽室西中学校	13	9	9				31
合 計	45	28	29				102
			合計				260

●準要保護不認定者数一覧(7月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	5	4	4	2	3	20
上美生小学校	1						1
芽室西小学校	1	1	1	2	2	2	9
芽室南小学校							0
合 計	4	6	5	6	4	5	30

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室中学校	4	3	5				12
上美生中学校	1						1
芽室西中学校	0	1	1				2
合 計	5	4	6				15
			合計				45

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	3年	2人
芽室西中学校	3年	1人

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	5	9	10	9	9	44
		1		1		2
2		5	2	4	5	18
					1	1
4	5	15	12	14	15	65

(中学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
11	6	5				22
1						1
4	2	5				11
16	8	10				34
						合計
						99

○町民税非課税世帯

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人
芽室南小学校	2年	1人
	5年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	2年	1人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

日程第 7

報告第 14 号

茅室町奨学金貸付の件（非公開）

茅室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

平成 30 年 7 月 25 日提出

茅室町教育委員会教育長 武田孝憲

日程第8

協議案第1号

第5期芽室町総合計画に係る施策本文（案）の件

第5期芽室町総合計画に係る施策本文（案）について、協議願います。

平成30年7月25日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

1 現状と課題

平成30年4月現在、町内には、小学校4校（児童数1,172人）、中学校3校（生徒数633人）が設置され、また、高等学校は公立・私立合わせて2校（全生徒数901人：うち町内生徒数141人）が設置されています。

「社会に開かれた教育課程」の実現を重視した新学習指導要領が、平成32年度は小学校で、平成33年度は中学校で全面実施を迎え、より良い学校教育を通じて、より良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を身につけさせるとともに、「地域とともににある学校づくり」を推進するというコミュニティ・スクールの取組が重要なとなっています。

新学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力などの育成のバランスを重視する現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、「主体的・対話的で深い学び」の充実により知識の理解や質をさらに高めること、先行実施している道徳の教科化など、道徳教育や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが求められています。

確かな学力の育成などのため、小学校全学年少人数学級の実施や特別なニーズにきめ細やかに対応した教育の推進、小中学校配置計画に基づく特定地域選択制度の運用、学校施設などの老朽化対策、学校のICT環境の整備や図書・教材の整備など、安全・安心で質の高い教育環境の充実に向けた取組が重要となっています。

また、少子高齢化・人口減少が進むなか、町に愛着や誇りを持ち、地域の発展を支える人材を育むことが重要であり、「芽室町教育振興基本計画」を策定し、教育施策の総合的・計画的な推進が必要となります。

2 施策の方針

地域社会と連携しながら信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指します。

対象	児童生徒
意図	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、未来を切り拓くための資質・能力を身につける
結果	児童生徒が社会に出たときに自立できる

3 施策の主な内容

(1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

- ・現行及び新学習指導要領の着実な実施とともにその推進体制の検討や、基幹産業である農業や町の歴史、文化など郷土に根ざした特色ある教育活動を推進します。
- ・小学校全学年少人数学級の実施推進や中学校への拡大の検討、習熟の程度に応じた指導などの工夫によるきめ細やかで質の高い学びの実現を目指します。また、全国学力学習状況調査や学校評価の実施などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るために各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に努めます。
- ・小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手（ALT）の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ・学習規律の確立や家庭学習習慣の定着など、学びをつなぐ小中連携事業を推進します。

(2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

- ・学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて考えを深めるとともに、道徳的課題に子どもたち一人ひとりが向き合う「考え、議論する道徳」の充実に努めます。
- ・主権者教育、キャリア教育、人権教育、情報モラル教育、環境教育などの推進とともに、体験活動

や文化芸術体験の充実に努めます。

- ・いじめの未然防止や早期解消に向け、組織的な対応を強化するとともに、いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや適応指導教室指導員を活用した助言・相談などの教育相談活動事業の充実を図ります。

(3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

- ・学校給食を活用した栄養教諭による食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進します。また、学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、危機管理や食育指導体制の充実に努めます。
- ・「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学び、子どもたちが食に興味や関心を高められる食育活動として継続して実施します。
- ・全国・全道大会出場助成やスポーツ機会の充実による体力向上方策の推進を図ります。
- ・災害の予防などの知識向上及び地震時などにおける避難などの実践活動の習得など、防災教育や安全教育などの推進に努めます。

(4) 特別なニーズに対応した教育の推進

- ・特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、より一層きめ細やかな対応に資するため、教育活動指導助手や学校支援員を学校に適正に配置し、特別支援教育の充実に努めます。
- ・幼稚園・保育所と小学校の間での児童個々の就学指導に有効な情報提供・意見交換を目的としたカンファレンスの実施や、就学後のつまずきを早期に発見し、つまずきに応じた支援を早期に開始することを目指した小学校における「読み書き支援スクリーニング」のほか、就学などの各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コーディネーターの複数配置」を検討するなど、発達支援システムとの連携を推進します。

(5) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を進め、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。
- ・上美生小・中学校では地域との連携を図りながら山村留学制度を継続して推進します。

(6) 教育の機会均等などの確保に向けた方策の推進

- ・就学援助、私立高校生徒授業料補助、大学等奨学金など、教育費用の負担軽減を図るため、各学校段階に応じた就学支援を推進します。
- ・「人口減少克服・地方創生」の視点から、定住促進策として大学等奨学金一部償還免除制度を実施します。

(7) 安心・安心で質の高い教育環境の整備

- ・学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすため、老朽化改修や多様なニーズに対応するための整備を推進します。また、老朽化が進む給食センターの施設や設備は、年次計画に基づき計画的な整備に努めます。
- ・学校図書館の充実や各教科におけるコンピューターなどを活用した学習活動の充実やプログラミング的思考の育成のため、教育用コンピューター・周辺機器の更新などの学校のICT環境整備に努めるとともに、時代に応じた教材備品などの整備を図ります。
- ・遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安定的な運行体制の確立に努めます。
- ・児童生徒の教育に直接携わる教員は、子どもたちや保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開しなければならないことから、教育の専門家としての資質・能力の向上を図るための研修・研鑽の機会の確保に努めます。
- ・教職員住宅の在り方を検証し、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、教職員の福利厚生の充実を図ります。
- ・保護者の意見などを踏まえ、学校選択を認める特定地域選択制度を継続する小中学校配置計画を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値 (H29)	目標値 (H34)
①「学校生活や授業が楽しい」と思う児童生徒の割合	学校評価	88.5%	90.0%
②「授業が子どもにとって楽しく分かるよう進められている」と思う保護者の割合	学校評価	85.4%	87.0%
③毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	生活習慣・学習環境等状況調査	85.7%	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
少人数学級の実施や特別支援教育の充実	学校教育課	➡ 実施				
外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備	学校教育課	➡ 実施				
学校図書館の充実や学校ＩＣＴ環境等の整備	学校教育課	➡ 実施				
発達支援システムとの連携	学校教育課	➡ 実施				
安全・安心で美味しい学校給食提供のための設備更新及び体制の充実	学校教育課	➡ 実施				
学校施設の老朽化対策、防災機能強化の推進	学校教育課	➡ 実施				

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・基礎・基本の定着と確かな学力の向上
- ・特別支援教育の充実
- ・学校のＩＣＴ環境の整備
- ・学校教育施設の老朽化対策

1 現状と課題

本町では、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのためには、町民一人ひとりの学習意欲が重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに取り組んできました。

また、中央公民館や図書館などの社会教育施設は、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握し各種教室などの実施や施設・設備の充実を図ってきました。

しかしながら、近年は少子高齢化や就労する高齢者の増加、本格的なインターネット社会への進行など社会情勢がめまぐるしく変化しており、住民ニーズも多様化しています。また、多くの社会教育施設で老朽化が進んでおり、長寿命化を見据えた対応が必要となっています。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身につける大切な準備期間があります。そのため、地域の中の学校として学校協働活動の実践・充実を図るとともに、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

充実した生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスが大切とされており、私生活においても一人ひとりが自発的に学ぶことに意欲をもって取り組み、学ぶ歓びを感じることで、生涯を豊かに過ごすことができます。そのため、講座・教室の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学んだ歓びや達成感を得られるような支援が必要となります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。学習機会の提供である「めむろ柏樹学園」は開設40年を経ましたが、対象となる高齢者が増加していくなか、入園者数は減少傾向にあります。就労する高齢者の増加や交通手段の確保などの多くの課題があり、それらに対応した学習活動への支援や健康づくりに向けた取組が必要となります。

一方で、「茅室町地域指導者登録制度」など指導者の確保も課題となっており、新たな人材を発掘するだけでなく、指導者自らの経験や技量に応じた指導と学習者側の学びのニーズを結びつける必要があります。

2 施策の方針

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。

対象	町民
意図	「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する
結果	町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごせるまちづくり

3 施策の主な内容

(1) 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ・確かな学力を身につけるため、学習習慣の定着を目指し、子ども学習塾や寺子屋めむろ、通学合宿の充実を図るとともに地域人材の活用に努めます。
- ・野外体験活動など社会教育施設などを活用した体験学習の機会の充実に努めます。
- ・国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ・食育の推進のため地元の安全・安心な食材を使った体験学習や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- ・乳幼児期や児童・生徒の読書週間の導入に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出し、移動文庫などを行い子どもの読書活動の推進を図ります。

(2) 地域学校協働活動の推進

未来の担い手となる子どもたちの学びや成長を支えるため、地域全体で学校を支える地域学校協働活動に取り組みます。

(3) 学習支援体制の充実

- ・町民が自発的意思に基づき学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供に努めます。
- ・町民それぞれがもつ経験や特技を生かす場面づくりのため、「芽室町地域指導者登録制度」の充実・活用を図ります。

(4) 高齢者の学習機会の充実による社会参加の促進

- ・高齢者の学習機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容の充実を図りながら継続します。
- ・高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加の機会を提供します。

(5) 社会教育施設の機能の充実

中央公民館や図書館などの社会教育施設は学習活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。

(6) 社会教育関係団体の支援

これまで取り組まれてきた地域での活動を継続していくため、社会教育協会、P T A や青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動を支援します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値 (H29)	目標値 (H34)
① 児童生徒の社会教育事業への参加者数	社会教育課調べ	1,313人	1,190人
② 生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	39.1%	45.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
少年教育活動運営事業の充実	社会教育課	→ 実施				
子どもの読書活動の推進	社会教育課 学校教育課	→ 実施				
社会教育施設の機能充実	社会教育課	→ 実施				
地域学校協働活動の実施	学校教育課 社会教育課	→ 実施				
高齢者の学習機会の充実と社会参加(ボランティア)の充実	社会教育課	→ 実施				

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・地域学校協働活動充実のための組織づくり

1 現状と課題

人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすため、また、特に青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで文化・芸術活動や、優れた作品などに触ることは重要な役割を果たしています。

本町では、中央公民館などの社会教育施設や地域コミュニティ施設を利用して、文化協会加盟団体や各種サークル活動など、多くの町民が文化活動を実践しています。

また、町民の創作活動の発表の場でもある町民文化展の開催や、町民と行政の協働による芸術鑑賞事業や親子芸術鑑賞会開催への支援、児童・生徒を対象に鑑賞料の一部助成制度などを実施し、町民が芸術に触れる機会を提供しています。

しかしながら、文化活動の中心を担っている文化協会や町民の手で生み出された「郷土芸能メムオロ太鼓」は会員数の減少、後継者の確保などが今後の課題となっており、それらに対する支援が必要となっています。

町民個々の文化活動に対するニーズが多様化していることから、個々の活動のサークル化への働きかけや文化・芸術サークルの把握、活動支援、町民に対する情報提供を行うことが重要と考えられます。

町民の共通の財産ともいえる文化財は、生活用具や農作業用品などをふるさと歴史館で保存管理しています。町内には当時をしのぶ生活用具などが数多くあると考えられますが、実態は判明しておらず、世代交代が進むなかで、それらの貴重な資料が処分されることが危惧されます。

開町100年に建設されたふるさと歴史館は郷土資料の保存展示を行い、特に青少年がふるさと芽室を学ぶ貴重な施設となっています。今後も、先人たちのこれまでのあゆみや努力を後世に伝えていくためにも、資料の収集・保存、郷土学習の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用をすすめます。

対象	町民
意図	文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり
結果	心豊かに暮らせるまち

3 施策の主な内容

(1) 文化芸術鑑賞機会の提供

- ・町民の参画による文化芸術鑑賞会を開催するとともに幼児の情操教育のために親子芸術鑑賞会開催を支援します。
- ・町民の創作活動の発表の場である町民文化展の充実を図ります。また、町民文芸誌の発行を支援します。
- ・児童、生徒の文化芸術鑑賞を支援し、鑑賞機会の充実を図ります。

(2) 文化活動団体、サークルなどの活動支援

- ・文化協会加盟団体やサークルの活動の場として中央公民館など公共施設の使用を促進し、ニーズにあわせた施設整備を進めます。また、文化協会などの団体活動に対し助言などの支援を行います。
- ・公民館講座受講生や個人活動のサークル化の促進や文化活動などの情報提供に努め、文化活動をはじめるきっかけづくりの推進や、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。
- ・郷土芸能メムオロ太鼓保存会の活動支援を行います。

(3) 文化財の調査・保護の推進

- ・町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。
- ・町民などが保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

(4) ふるさと歴史館の活用促進

博物館としての機能（収集、保存、展示、調査、学習など）の充実を図ります。新たな資料の収集や展示のリニューアル、体験コーナーの活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H34)
①文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	42.2%	45.0%
②地域文化活動への参加者数	社会教育課調べ	709人	600人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
芸術鑑賞会等開催事業	社会教育課	→ 実施				→
文化芸術鑑賞助成事業	社会教育課	→ 実施				→
文化団体・サークル等への支援	社会教育課	→ 実施				→
ふるさと歴史館の展示改修・活用	社会教育課	→ 検討	実施			→
町指定天然記念物芽室公園の柏の木の保全	建設都市整備課	→ 実施				→

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・芸術鑑賞事業実施団体の育成

1 現状と課題

本町では、町民の健康増進と皆スポーツを目指し、各種スポーツ教室の開催、ゲートボールによる国内外の交流の推進、体育会の運営と所属する団体やスポーツ少年団に対する支援体制を整備するなど、スポーツの普及と健康増進を図りながら町民相互の交流を深めてきました。

町内の社会体育施設は、総合体育館の耐震老朽改修をはじめ、指定管理者制度の導入による効率的かつ適正な管理を推進してきましたが、今後は公共施設等総合管理計画などに基づき、施設の更新や維持管理などを行う必要があります。

スポーツ推進委員には、スポーツの実技指導や助言、スポーツ行事や事業の実施などに際して、積極的に協力を求めるなど、町のスポーツ振興のため、より密接な連携を図ることが可能となる機会を設ける必要があります。

発祥の地であるゲートボールは、昭和22年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、毎年全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎えて全国大会を開催するなど、競技の普及、振興に努めてきましたが、競技人口は減少しており、今後も町民の健康増進や年齢を問わず幅広い年齢層の町民が楽しめる軽スポーツとして普及啓発が必要です。

本町は「住民の健康づくり」や「まちの活性化」を図るきっかけづくりとして開催されている住民総参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」に平成21年度から参加しています。今後も町民の運動習慣の定着を目指し、住民との協働による実行委員会において内容を検討しながら町民の健康づくりに結び付けるための取組が必要です。

また、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足に対する支援、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を検討する必要があります。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、スポーツの振興を図る必要があります。

2 施策の方針

町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりをすすめます。

対象	町民
意図	いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする
結果	健康で明るいまちづくりを実現する

3 施策の主な内容

(1) 多様なニーズ・適正に応じたスポーツ活動と運動機会の提供

- ・社会体育施設の利用者の要望をアンケート調査などにより把握するとともに、年代や目的など多様なニーズに対応するための方策を検討し、スポーツ教室やスポーツプログラムを整備します。
- ・町民が体を動かす機会を増やし、健康増進のために、気軽に参加できるスポーツ教室を開催します。

(2) 体育会・関係団体の連携と支援

- ・自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。
- ・プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験し、技術の向上などを学ぶ機会を設けるとともに、各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めます。
- ・スポーツ活動における指導者不足に対する支援策を検討し、地域指導者登録制度の充実・活用を図ります。

(3) 発祥の地ゲートボールの普及振興

- ・ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる競技であると感じられる環境づくりに努めます。
- ・青少年・青年・成年層に対するゲートボールの普及活動に重点を置き、ゲートボール体験の場づくりなどの支援体制の充実を図り、将来的な競技人口減少への対策を講じます。
- ・町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。

(4) 社会体育施設の機能の充実

社会体育施設は各種スポーツ教室や団体、個人などの施設利用者が安全に楽しくスポーツができるよう、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値 (H29)	目標値 (H34)
スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	92.2%	95%
芽室町内の体育施設利用者数	利用実績	177,638人／年	180,000人／年
高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	社会教育課調べ (教室・講座数)	34回／年	46回／年

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
年代、目的に応じたスポーツ教室等の開催	社会教育課	↗ 実施				→
ゲートボールの普及拡大 青少年・青年・成年層のゲートボール体験の場づくり	社会教育課	↗ 実施				→
社会体育施設の計画的な整備・更新に向けた検討	社会教育課	↗ 実施				→

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・社会体育施設の再編・更新
- ・スポーツ活動における指導者不足や多様化するニーズへの対応策の検討
- ・ゲートボールの競技人口減少に対する対策